

公共施設の使用料の減免に対するガイドラインについての論点

平成 27 年 6 月 26 日 公共施設再配置推進課作成

1 公共的団体等の利用

- (1) 回数制限（あくまでも目安）は必要か。
- (2) 懇親会との線引きのための時間制限は設ける必要があるか。
- (3) 構成員の親睦や趣味・余暇活動かの判断は、性善説によるものとなるが、それでよいか。
- (4) 本市からの援助により他に活動の場が確保されている場合は、対象外としてよいか。

2 ボランティア活動での利用

- (1) ボランティア活動に対する減免は必要か。
- (2) 支援を必要とする者への直接的なボランティアに限ってよいか。
- (3) 「支援を必要とする者」の定義はどうするのか。
- (4) ボランティア活動と自己の生きがいづくり等との線引きは。

3 共催、後援等の取扱い

- (1) 国・県に使用料を求めるか否か。
- (2) 後援については減免しないことでよいか。

4 大会・展覧会等

- (1) 「統括する団体」は、本市からの補助金が交付されているものに限定してよいか。

5 市立学校以外の利用・市立学校の教育活動以外の利用

- (1) 抽選申込終了後は、中学校の部活はすべて免除、市内の高校は平日免除、休日等 50%減額でよいか。
- (2) 市外の学校等については、スポーツ施設における広域連携のような取り組みとすべきではないか。

6 社会福祉法人、子育て支援関係の利用

- (1) 子育て支援関係は、広くとらえてよいか。

7 その他

- (1) ガイドラインは一律のものとするべきか、最低ラインとするべきか。